

春日井市
消防同意事務処理要綱

春日井市消防本部

【令和3年3月15日改正】

目次

第1章 総則

第1 はじめに	1
第2 用語例	1

第2章 消防同意事務処理要綱

第1 趣旨	2
第2 消防同意審査上の留意事項	2
第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	3
第4 収容人員の算定	7

別表 用途の判定及び収容人員の算定

(1) 項イ	10
(1) 項ロ	12
(2) 項イ	14
(2) 項ロ	15
(2) 項ハ	17
(2) 項ニ	19
(3) 項イ	21
(3) 項ロ	22
(4) 項	23
(5) 項イ	25
(5) 項ロ	27
(6) 項イ	28
(6) 項ロ	30
(6) 項ハ	34
(6) 項ニ	42
(7) 項	43
(8) 項	45
(9) 項イ	46
(9) 項ロ	47
(10) 項	48
(11) 項	49

(12) 項イ	50
(12) 項ロ	51
(13) 項イ	52
(13) 項ロ	54
(14) 項	55
(15) 項	55
(16) 項	56
(16の2) 項	57
(16の3) 項	58
(17) 項	59
(18) 項	60
(19) 項	60
(20) 項	61
第5 消防用設備等の設置単位	63
第6 床面積の算定及び階の取扱い	68
第7 無窓階の取扱い	76
第8 その他	76

第1章 総則

第1 はじめに

この事務処理要綱は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防同意事務の執行にあたり、基本的に必要と考える事項について定めるものとする。

内容については、法律解釈及び法令の補完基準が中心であるが、行政指導に該当するものも含まれている。

なお、「用途の判定及び収容人員の算定」の別表に掲げるアンダーライン表示は「政令別表1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号 消防安第41号）」の別表にある項目を示すものとする。

第2 用語例

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 条例とは、春日井市火災予防条例（昭和37年3月31日条例第16号）をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 10 告示基準とは、その消防用設備等についての消防庁告示をいう。
- 11 J I Sとは、日本工業規格をいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- 16 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 17 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 18 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。

第2章 消防同意事務処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、消防法第7条に基づく消防同意事務の処理にあたって、基本的に必要と考えられる事項について定めるものとする。

第2 消防同意審査上の留意事項

1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。

2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した際の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防災対策について審査すること。

3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素と調和がとれるよう行うこと。

4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。

5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。

6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけではなく、有機的に相互に関連して活用できるように指導すること。

7 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。

8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可等及び条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、当該主管担当との連絡及び連携等に配慮すること。

9 消防同意事務を行う際は、別紙1「同意審査表」及び打ち合わせ記録等を、行政手続法を踏まえ、第三者にも分かるように作成し、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画書」に添付するものとする。

10 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理

すること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間終了日が土曜日、日曜日その他閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

また、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

- 11 建築主事等に対する消防同意の審査期間中に、消防同意依頼書及び建築確認申請図書に不備が見つかった場合は、その旨を通知し、その当日から不備が補正されるまでの間は消防同意期間から除くことができるものであること。
- 12 消防同意の実施にあたっては、同意を求める建築主事等が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項がある場合には、消防法第7条第2項後段の規定に基づき同意することができない事由を建築主事等に通知すること。
- 13 消防同意に際し、増築、改築等により、既設消防用設備等の変更がある場合は、現地調査を実施した上で必要に応じて指導を行うこと。

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表「用途の判定及び収容人員算定」によるものとする。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物の用途にあつては、主たる用途に準じて取扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、別表(A)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に別表(B)(C)欄に掲げる機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有するものが当該用途の管理権原を有するものと同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、別表(B)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りできる形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a(a)及び(b)に該当し、かつ、別表(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

※ 従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分。

※ 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範囲に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

※ 同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用形態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うものであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、

当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は一般住宅の用に供される部分も含め、単一用途の政令別表防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(ア) 一般住宅は、前(2)アで定める従属的な部分には含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

(ウ) 「政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計(用途面積)が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計(住宅面積)とおおむね等しい場合」とは、次のいずれかに該当するものであること。

a 用途面積と住宅面積との差が全体の延べ面積の 10%以内のもの

b 用途面積と住宅面積との差が 50 m²以内のもの

(6) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(7) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項(複合用途防火対象物の取扱い)

(1) 前 1 (2) 又は (5) により、政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第 1 の (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の

用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表（16）項口に掲げる防火対象物として取扱ってもさしつかえないものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一用途に供されるものとして取扱う。

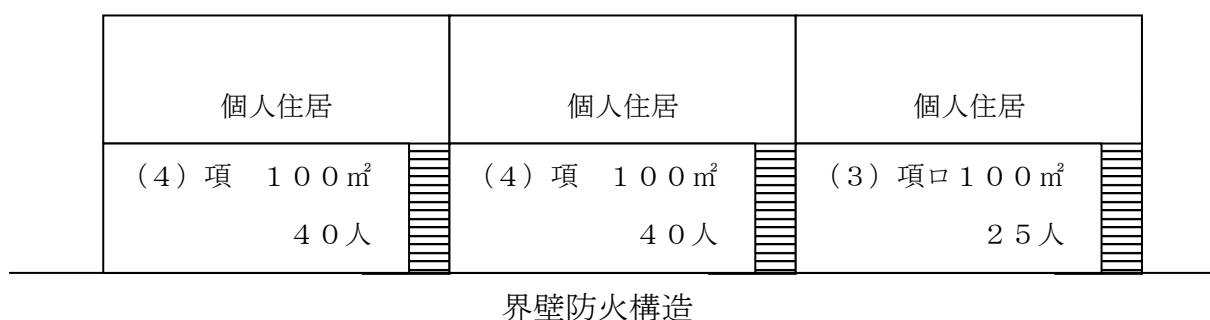
ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イ及び前(1)を適用するものであること。

3 長屋式店舗の取扱い

新築・既存問わず界壁が防火構造であれば各店舗及びその上階の個人住居ごとに一の防火対象物として取り扱う。



第4 収容人員の算定

1 共通の取扱いについて

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定については、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定の適用については棟単位（令第2条の規定が適用される場合を除く。）であるが、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用は階単位とする。
- (2) 令第2条の規定により1の防火対象物と判断される同一敷地内にあり、管理権原者が同一である2以上の防火対象物は、それぞれ防火対象物の用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日

付け 消防予・消防安第 41 号) 」に基づき、機能的従属部分又はみなし従属部分と判断される部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。

(4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入する店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物の用途に基づいて規則第 1 条の 3 の規定を適用し、収容人員を判断すること。

(5) 従業者の取扱いについては、次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者(例：デパートにおける中元、歳暮時のアルバイト等)は、従業者として取扱わないこと。

イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。

ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入すること。

(6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。

イ 算定人員の計算は各室ごとに行い、1 に満たない人数はひとりの人間がそこに存在することができないものと判断し、1 未満の端数は切り捨てて算定した数を合算すること。ただし、規則第 1 条の 3 の規定により、床面積を合計して除する令別表第 1 (6) 項イ、(8) 項、(9) 項、(11) 項に掲げる防火対象物を除くものとする。

(7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として取扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 掘りごたつ

エ 常時同一の場所において使用されることを前提として、固定的に使用されているいす席(座敷席等の和室の客席に敷かれた座布団を含む。)

(8) 長いす席を使用する部分については、長いす席の正面幅を合計して算定することなく、個々の長いすごとに算定した数を合計すること。

2 令別表第 1 の各項ごとの取扱いについて

(1) (2)項及び(3)項の防火対象物

ア キャバレー等のホステスは、従業者として取扱うこと。

イ 芸者・コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取扱わないこと。

(2) (5)項の防火対象物

和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が3㎡程度となるような使用実態にある場合は、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取扱うこと。

(3) (6)項の防火対象物

予約制診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3の規定により算定すること。

3 階単位の収容人員の取扱い

(1) 複数の階で執務する者については、それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合について、それぞれの階の収容人員に算入すること。

(2) 従業者のみが使用する会議室、社員食堂等は、当該部分を3㎡で除した数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、実際の従業者の数により算定する。

(3) 令別表第1(6)項及び(7)項における教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。

イ 体育館、講堂、特別教室等については、その室の使用において最大となる収容人員とすること。

ウ 一般教室と体育館、講堂、特別教室等が同一階に存在する場合は、それぞれの数を合算すること。

別表

用途の判定及び収容人員の算定

■特定用途 □非特定用途

■(1)項イ	興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、若しくは聞かせる施設をいう。	
劇場	主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で、講習の集合する施設であって客席を有するものをいう。文学、歌舞伎、現代演劇、洋舞、ミュージカル等が含まれる。	
映画館	主として映画を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	
演芸場	主として落語、講釈、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。寄席、ストリップ等が含まれる。	
観覧場	主としてスポーツ、見せ物等を観覧する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。野球場、相撲場、各種競技場、競馬場、競輪場、拳闘場、体育館等が含まれる。	
該当用途例	客席を有する各種競技施設(野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等)、寄席	
留 意 事 項		
<p>1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ棟を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立見席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所等の体育館等で、公衆に観覧させることがないものは、本項に含まれないものであること。</p> <p>5 レストランシアター(舞台を設け、演芸等を鑑賞しながら飲食物を提供する施設)等は、(3)項ロに該当するものであること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物館、プレイガイド、プロダクション観覧場の会議室及びホール

この欄に下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付 消防予第41号、消防安第41号）及び（昭和59年3月29日消防予第54号）」の別表にある項目を示す。（以下同じ。）

収容人員の算定

- 従業者の数＋客席部分の人数
- 固定式のいす席数(長いすは巾0.4mで1人)
 - 立見席は、床面積を0.2㎡で1人
(いす席の通路を含めない、2以上ある場合はそれぞれで除算した人数を合算すること。)
 - その他の部分は、床面積0.5㎡で1人
(マス席、畳席、移動いす部分、喫煙所等)

■ (1) 項ロ	集会、会議、社交の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	
公会堂	舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常、国又は地方公共団体が管理するものをいう。 市民福祉施設、労働会館、市民センター等が含まれる。	
集会場	舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常、国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	
該当用途例	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	
留 意 事 項		
<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 公民館とは住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、講堂又は会議室等、図書館、児童館、展示室等、講義室、実験・実習室等、体育・レクリエーション施設、倉庫等を備えたものをいう。</p> <p>3 市民福祉会館とは住民に対し、社会福祉その他住民生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。児童、身体障がい者、年金・心配ごと相談、善意銀行の場提供、教養文化、レクリエーション・クラブ活動等の場提供、会議・結婚式場等の場提供、その他公民館に準じる。</p> <p>4 結婚会館は本項に該当するものであること。</p> <p>5 使用者が特定される町内会集會場で、別に定める特例要件に該当する場合は政令第32条を適用し、(15)項に準じた設備とすることができる。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
集会室、会議室、ホール、 宴会場、舞台部、客席、 映写室、ロビー、切符売 場、出演者控室、大道 具・小道具室、衣裳部屋、 練習室、舞台装置及び営 繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用 駐車場、クローク	展示博物館、図書館、浴室、 遊戯室、体育室、遊技室、 託児室、サロン、診療室、 談話室、結婚式場

収 容 人 員 の 算 定

従業者の数+客席部分の人数

- 固定式のいす席数(長いすは巾 0.4mで1人)
- 立見席は、床面積を 0.2 m²で1人
(いす席の通路を含めない、2以上ある場合はそれぞれで除算した人数を合算すること。)
- その他の部分は、床面積 0.5 m²で1人
(マス席、畳席、移動いす部分、喫煙所等)

■ (2) 項イ	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定される、主として洋式の客席に設けて、客席において接待し、又は客にダンスをさせる設備を有するものをいう。</p> <p>許可の有無に関係はない。</p>	
キャバレー	<p>主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p>	
カフェー	<p>主として洋式の設備を設けて客席において客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。バーとも称される。</p>	
ナイトクラブ その他これらに類するもの	<p>主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。クラブ、バー、サロン等の名称を用いているものもあるが、その営業実態に応じてキャバレーと区別しなければならない。</p>	
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	
留 意 事 項		
<p>1 客を接待することは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。</p> <p>2 風営法第 2 条第 1 項第 5 号他に規定する喫茶店、バー等で同法第 3 条に基づく営業許可を受けたものであっても、客席において客の接待をしないもの、又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、本項に該当せず、(3) 項口に該当するものであること。</p> <p>3 風営法施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）で定める洋式の設備は、次によることとされている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 m²以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の概ね 5 分の 1 以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は 16.5 m²以上であること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、ダンスフロアー、 舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋ 客席部分の人数	<p>○ 固定式のいす席数(長いすは巾 0.5m で 1 人)</p> <p>○ その他の部分は、床面積 3 m² で 1 人</p>	

<p>■ (2) 項ロ</p>	<p>風営法第2条第1項第7項に規定するもの、マージャン屋、パチンコ店、その他の施設を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊戯をさせるものをいう。風営法の適用を受けないもの、ボーリング場等も含まれる。</p>	
<p>遊技場</p>	<p>設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。</p>	
<p>ダンスホール</p>	<p>風営法第2条第1項第4号に該当する営業であって、設備を設けて客にダンスをさせる施設及びダンス教師の指導により客にダンスさせるダンス教習場もこの中に含む。</p>	
<p>該当用途例</p>	<p>ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習場、カラオケ施設</p>	
<p>留 意 事 項</p>		
<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で、客にダンスを行わせるホール等を有するものをいう。 3 洋弓、射的、スロットルマシン、バスケットゲーム、その他これらに類する遊技施設は、本項に該当するものであること。 4 バレエ、日本舞踊教習場、ダンススクール（風営法の適用を受けるダンスホールは除く。）等は、本項に該当せず、(15) 項とする。 5 バッティングセンター、ゴルフ練習場、水泳教室、観覧席のない温水プール等は (15) 項に該当する。 6 卓球場等であっても、入会申し込みをして会費を納め、技術的指導を受けるものは (15) 項に該当する。 7 飲食店の客席に副業的にゲーム機等を置いてあるものは、飲食店に該当する。 8 ダンスホールの踊場は、概ね 100 m²以上であること。 9 ダンス教習所は、その踊場が概ね 66 m²以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 10 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設（個室においてサービスを提供するものを除く。）をいう。</p>		
<p>(A) 主用途部分</p>	<p>機能的に従属する用途に供される部分</p>	
	<p>(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分</p>	<p>(C) 密接な関係を 有する部分</p>
<p><u>遊戯室、遊戯機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席</u></p>	<p><u>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー</u></p>	<p>サウナ室、体育館</p>

収容人員の算定

従業者の数+客の数

○遊技機は同時に遊戯することができる者の数

○遊戯機械器具を使用して遊戯することができる者の数

○観覧、飲食、休憩用のいすの数

(長いすは巾 0.5m で 1 人、和式は床面積 3 m² で 1 人)

○ボーリングはレーンに付属するいすの数

○立見席 (競技部分を含む。) の床面積 3 m² で 1 人

○ダンスホールは次による

従業者の数+客席部分

○固定いすの数 (長いすは巾 0.5m で 1 人)

○その他の部分は、床面積 3 m² で 1 人

<p>■ (2) 項ハ</p>	<p>風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p>
<p>性風俗関連特殊営業を営む店舗</p>	<p>店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。）</p>
<p>その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>
<p>該当用途例</p>	<p>ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、個室アダルトビデオ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオレンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>
<p>留 意 事 項</p>	
<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に政令別表1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>（1） 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）</p> <p>（2） 個室に設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>（3） 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第3号）</p> <p>※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）第2条）</p> <p>① ヌードスタジオその他の個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見</p>	

<p>せる」興行の用に供する興行場は、(2) 項ニに該当する。</p> <p>② のぞき劇場その他の個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号）</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第6号）</p> <p>店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第5条）</p> <p>3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p>					
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分				
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分			
<u>客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室、待合室</u>	<u>託児室、専用駐車場、売場、クローク</u>				
収 容 人 員 の 算 定					
従業者の数＋客席部分の人数 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）</td> </tr> <tr> <td>○その他の部分は、床面積3㎡で1人</td> </tr> </table>			{	○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）	○その他の部分は、床面積3㎡で1人
{	○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）				
	○その他の部分は、床面積3㎡で1人				

■ (2) 項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、総務省令で定めるものをいう。
カラオケボックス	カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいう。
総務省令で定めるもの	次の1～3に掲げる店舗をいう。 1 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 2 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 3 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
該当用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ

留 意 事 項

- 1 一の防火対象物にカラオケ等を行うための個室が一しかないものは、本項には含まれないものであること。
- 2 用途の判定に際して、届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることは、従来から変わるものではないこと。
- 3 風営法の届出を行っていないが、密閉性の高い個室でビデオ、インターネット、ゲーム、漫画等の書籍の利用サービスを提供するものは、本項に該当するものであること。
- 4 比較的開放性の高い、個室に準じた閉鎖的な間仕切りスペース内（例：立てば見通し可能、扉等無いがカーテン・衝立等あり）でインターネット、漫画等の書籍、ビデオ、ゲーム等の利用サービスを提供する事業所も本項に該当するものであること。
- 5 個室ビデオを利用する客以外の人に、ビデオソフトの店外へのレンタル、アダルトグッズを販売する部分がある場合で、管理権原が同一で密接な関係がある場合は、本項の機能的に従属部分として取扱うものとする。ただし、物品販売としての要素や使用頻度が高い場合は、その部分は（4）項として取扱うものとする。
- 6 個室形態部分と個室形態とならない部分が存する漫画喫茶で、漫画等の書籍を閲覧させる役務を提供することが主たるサービスである場合は、全体を本項として取扱うものとする。
- 7 店舗型異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9項）

8 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）のうち、映像を見せるものに限定している。					
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分				
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分			
客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室				
収 容 人 員 の 算 定					
従業者の数＋客席部分 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）</td> </tr> <tr> <td>○その他の部分は、床面積3㎡で1人</td> </tr> </table>			{	○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）	○その他の部分は、床面積3㎡で1人
{	○固定いすの数（長いすは巾0.5mで1人）				
	○その他の部分は、床面積3㎡で1人				
1 漫画等の書籍、ビデオの陳列部分の収容人員は、通常利用客が使用する部分と重複して算定しない。					
2 個室ビデオ、テレフォンクラブで、待合の部分は、別に算定し合算する。					
3 個室ビデオを利用する客以外の人に、ビデオソフトの店外へのレンタル、アダルトグッズを販売する部分がある場合で、管理権原が同一で密接な関係がある場合は、当該部分を床面積3㎡につき1人で算定後、個室利用者の人数を減ずるものとする。					

■ (3) 項イ	(2) 項イの洋式に対し、和式のものをいう。	
待 合	主として和式の客席を設けて、原則として飲食物の提供をせず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。	
料理店	主として和式の客席を設けて、飲食物を提供するとともに、客に接待するための、婦女従業員を有する施設をいう。	
その他 これらに 類するもの	料亭、茶屋、貸席等の名称を用いていても、その実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	
該当用途例	茶屋、料亭、割烹等	
留 意 事 項		
なし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、客室、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋客席部分の人数	{ <ul style="list-style-type: none"> ○固定いすの数（長いすは巾 0.5m で 1 人） ○その他の部分は、床面積 3 m² で 1 人 （その他の部分とは、和式の客席等で、廊下、トイレ等を除いた客の使用に供する部分をいう。） 	

■ (3) 項ロ	客席において、専ら飲食物を提供する施設をいい、和式及び洋式を問わない。	
飲食店	(2) 項イ又は(3) 項イと類例しているが、客の遊興又は婦女の接待を伴わないものをいう。	
該当用途例	喫茶店、スナック、結婚披露宴宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	
留 意 事 項		
<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p> <p>3 仕出しや、飲食店等の看板を掲げたもので、通常は主として宴会、会食等に使用され、結婚式にも使用されるものは本項に該当する。</p> <p>4 客席の一部に舞台があり、演芸を見ながら飲食できる民謡酒場、レストランシアターは本項に該当する。なお、客席においてホステス等が接待するものは(2) 項イに該当する。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児所	娯楽室、サウナ室、会議室
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋客席部分の人数	<p>○固定いすの数（長いすは巾 0.5m で 1 人）</p> <p>○その他の部分は、床面積 3 m² で 1 人 （その他の部分とは、和式の客席等で、廊下、トイレ等を除いた客の使用に供する部分をいう。）</p>	

■（４）項	店舗において、客に物品を販売する施設をいう。	
百貨店	百貨店法が廃止された現在は、伝統のある大規模小売店舗を表わす一般的な名称である。	
マーケット	多種類の物品を一の建築物又は工作物内において、集団的な店舗の形態で販売する施設で、共通の出入口、通路を有するもので、百貨店以外のものをいう。	
展示場	物品を陳列して不特定多数の者に見せ、商品等の宣伝、又は販売促進等に供する施設をいう。	
その他の物品販売業を営む店舗	上記以外の店舗で、物品の販売を行う一般的な店舗が含まれる。	
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店舗、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	
留 意 事 項		
<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店舗内にて物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 販売を目的とした画廊は、本項に該当する。</p> <p>4 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条に規定する中央卸売市場、及び地方卸売市場は（15）項に該当する。</p> <p>5 その他の卸売市場で、せり売り又は入札を原則とし、小売をしないものは（15）項に該当する。</p> <p>6 展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は（15）項又は主たる用途の従属部分として取扱う。</p> <p>（1）特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。</p> <p>（2）販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの。</p> <p>（3）不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。</p> <p>7 クリーニング受払所、質店（売場のないもの）は（15）項に該当する。</p> <p>8 卸売問屋は、本項に該当する。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、託児室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室

収容人員の算定

従業者の数+	○売場の床面積 4 m ² で 1 人
従業者以外の者の使用に供する部分	

■ (5) 項イ	旅館業法（昭和 23 年法律第 38 号）第 2 条に規定する宿泊施設をいう。	
旅館	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。	
ホテル	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。	
宿泊所	宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもので、下宿業以外のものをいう。	
その他 これらに 類するもの	主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、マッサージ・レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なもの）、ウィークリーマンション（旅館業法の適用を受けるもの）	
留 意 事 項		
<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用を受けるものが含まれることであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所等専用の研修所で、その事業所の従業員のみを研修する目的で宿泊させる施設であり、旅館業法の適用を受けないものは宿泊所に含まれないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 官公庁、会社等のホテル、旅館類似の福利厚生施設は本項に該当する。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室</u>	<u>娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診察室、図書室、喫茶室</u>	<u>宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室</u>

収容人員の算定

従業者の数+

- 宿泊室
 - 様式は、シングルベッド1人
 - セミダブル・ダブル・2段ベッドは2人
 - 和式は、床面積6㎡で1人（前室も含める。）
 - 団体客を宿泊させる畳部分は3㎡で1人
- 集会、宴会
飲食、休憩部分
 - いすの数（長いすは巾0.5mで1人）
 - その他の部分は床面積3㎡で1人

簡易宿泊所の階層式寝台は、上、下別に床面積3㎡で1人（3㎡未満の寝台は1人）

簡易宿泊所の中2階（棚状）のものは、棚数をベッド数とみなす。

ベッド式はベッドの数とする。

- ・補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッド数を加算して算定すること。
- ・和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の面積として取扱うこと。

「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用実態を考慮し判断すること。

簡易宿泊所とは、ユースホステル、山小屋又はこれらに類するものをいう。

旅館業法に基づく収容人員の算定は適用しないものとする。

□ (5) 項口		
寄宿舎	官公庁、学校、会社等が従業員、学生等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。	
下宿	1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設をいう。	
共同住宅	住居として用いられる独立した1又は2以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	
該当用途例	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス（ゲストハウス）	
留 意 事 項		
<p>1 共同住宅とは、便所、浴室、台所等が各住戸に存することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 共用部分を有しない集合住宅は長屋であり、共同住宅には該当しない。</p> <p>3 1階長屋式、2階共同住宅になっている形態のものは、全体として共同住宅に該当する。</p> <p>4 シェアハウス（ゲストハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p> <p>5 旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>居室、寝室、厨房、食堂、 教養室、休憩室、浴室、 共同炊事場、洗濯室、リ ネン室、物置、管理人室</u>	<u>売店、専用駐車場</u> 、ロビー、 面会室	来客用宿泊室
収 容 人 員 の 算 定		
<p>常時居住している者の人数をもって収容人員とする。</p> <p>ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で、実態把握が困難な防火対象物にあっては、次の要領で求めた収容人員により設備設置、防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。</p>		
	住戸の型	算定居住者数
(1)	1K 1DK 1LDK 2DK	2人
(2)	2LDK 3DK	3人
(3)	3LDK 4DK	4人
(4)	4LDK 5DK	5人

■ (6) 項イ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項、第 2 項及び第 2 条第 1 項に該当するもの。	
病 院	医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するもの。	
診療所	医師又は歯科医師が会衆又は特定多数の者のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するもの。	
助産所	助産婦が公衆又は特定多数人のため、助産業務（病院、診療所において行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するもの。	
該当用途例	医院、クリニック	
留 意 事 項		
<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため、本項には該当せず（15）項に該当する。</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、灸施術所、柔道整復施術所、マッサージ治療院、整骨院、理美容院等の理療施設は入院施設の有無にかかわらず、（15）項に該当する。</p> <p>3 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、それぞれ（5）項口又は（7）項の用途に供するものとして取扱う。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、 娯楽室、託児室、理容室、 浴室、ティールーム	臨床研究室
収 容 人 員 の 算 定		
<p>医師、看護師その他の従業者の数</p> <p>+ { ○病床の数（洋式はベッドによる数、和式は 3 m²で 1 人） ○待合室は、3 m²につき 1 人</p> <p>産婦人科病院にあっては、未熟児を収容する保育器を除いた乳幼児のベッドを病床数とする。</p>		

待合室は、次の要領で床面積を求め、合計を 3 m²で除して得た数とする。

廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分。

- ・待合室とロビーが兼用している場合は、次によること。
- ・両側に居室がある場合は、廊下の幅員から 1.6mを引いた幅員を待合とし、使用する範囲を待合室とする。
- ・その他の場合は、廊下の幅員から 1.2mを引いた幅員を待合とし、使用する範囲を待合室とする。

待合室にイスがある場合においても、3 m²で1人とする。

診察用等のベッドは算定しない。

<p>■ (6) 項口</p>	
<p>老人短期 入所施設</p>	<p>65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、擁護することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 3】</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第 20 条の 4】</p>
<p>特別養護 老人ホーム</p>	<p>65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、擁護することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第 20 条の 5】</p>
<p>軽費 老人ホーム （主として 要介護状態に ある者を 入居させるもの に限る。）</p>	<p>無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上であるものをいう。 （老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。） 【老人福祉法第 20 条の 6】</p>
<p>有料老人ホーム （主として 要介護状態に ある者を 入居させるもの に限る。）</p>	<p>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。 【老人福祉法第 29 条】</p>
<p>小規模 多機能型 居宅介護事業 を行う施設 （主として 障害の程度が 重い者を 入所させるもの に限る。）</p>	<p>65 歳以上の者であって、身体上又は精神上障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、短期間宿泊させる施設をいう。 【老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項】</p>

<p>介護老人 保健施設</p>	<p>要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 【介護保険法第8条第27項】</p>	
<p>老人 保健施設</p>	<p>疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p>	
<p>救護施設</p>	<p>生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 【生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項】</p>	
<p>乳児院</p>	<p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設をいう。 【児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条】</p>	
<p>障害児 入所施設</p>	<p>福祉型 障害児 入所施設</p>	<p>障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技術の付与を行うものをいう。 【児童福祉法第42条第1号】</p>
	<p>医療型 障害児 入所施設</p>	<p>障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技術の付与及び治療を行うものをいう。 【児童福祉法第42条第2号】</p>
<p>障害者支援施設 （主として障害 の程度が重い者 を入所させるも のに限る。）</p>	<p>障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。））及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に定める「障害支援区分」をいう。以下同じ。）4以上の者が8割を超えるものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項】</p>	

<p>老人短期 入所事業 を行う施設</p>	<p>65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。 【老人福祉法第5条の2第4項】</p>
<p>認知症対応型 老人共同生活 援助事業 を行う施設</p>	<p>65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。 【老人福祉法第5条の2第6項】</p>
<p>認知症 高齢者 グループ ホーム</p>	
<p>短期入所 を行う施設 (主として 障害の程度が 重い者を入所 させるもの)</p>	<p>居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が8割を超えるものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項】</p>
<p>共同生活援助 を行う施設</p>	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な生活上の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が8割を超えるものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項】</p>
<p>障害者 ケアホーム</p>	<p>障害者のうち、障害支援区分2以上の者を対象とし、夜間や休日、共同生活を行う住居で、介護、家事、相談又は助言、関係機関との連絡、その他の日常生活上の必要な便宜を供与する施設のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割を超えるものをいう。</p>
<p>該当用途例</p>	<p>上記に掲げるもの</p>
<p style="text-align: center;">留 意 事 項</p>	

- 1 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成9年12月17日法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は、介護老人保健施設とみなされることとされている。
- 2 有料老人ホームに係る介護居室の定員の割合については、介護居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて確認すること。
- 3 障害者支援施設、短期入所を行う施設及び共同生活介護を行う施設の障害支援区分4以上の者の割合については、入居者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場	

収 容 人 員 の 算 定

従業者の数＋要保護者の数

注 有料老人ホームに係る介護居室の定員の割合については、次のとおりとすること。

- 1 老人福祉法第29条に基づく届出がなされている場合
当該届出書類の写しを提示させて介護居室の定員の割合を確認すること。
- 2 老人福祉法第29条に基づく届出がなされていない場合
 - (1) 届出の意志がある場合
届出を予定している介護居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて介護居室の定員の割合を確認すること。
 - (2) 届出の意志がない場合
「身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な入居者の定員」に関する資料の提出を求めて介護居室の定員の割合を確認すること。

■ (6) 項ハ	
老人 デイサービス センター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう 【老人福祉法第20条の2の2】
軽費 老人ホーム (主として 要介護状態に ある者を 入居させるもの を除く。)	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。) 【老人福祉法第20条の6】
軽費 老人ホーム A型	軽費老人ホームのうち、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
軽費 老人ホーム B型	軽費老人ホームのうち、通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食など便宜を供与する施設をいう。
ケアハウス	軽費老人ホームのうち、自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
老人 福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第20条の7】
老人福祉 センター A型	無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 施設の例：老人福祉センター、福祉会館など

	老人福祉センター B型	<p>老人福祉センターA型の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。</p> <p>但し、宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まず、(15) 項として取扱う。</p> <p>施設の例：シルバーセンター、いこいの家、老人館など</p>
	老人介護支援センター 在宅介護支援センター	<p>地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進する事を目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【老人福祉法第 20 条の 7 の 2】</p> <p>但し、宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まず、(15) 項として取扱う。</p>
	有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）	<p>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。</p> <p>【老人福祉法第 29 条】</p> <p>なお、介護サービス等（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）を提供するサービス付高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）を含むものとする。</p>
	更生施設	<p>生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項】</p>
	助産施設	<p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>【児童福祉法第 36 条】</p>
	保育所	<p>保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育士数に関わらず保育所に含まれる。</p>

認可保育所	保育所のうち、国、県及び市町村が設置するもの又は国、県及び市町村以外のものが児童福祉法第 35 条第 4 項による県知事の認可を得て設置するものをいう。
事業所内保育所	事業者内に設置され、当該事業所の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているものをいう。
院内保育所	事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。
ベビーホテル	次の条件のうち、いずれか 1 つ以上該当するもので、他の分類に含まれないものをいう。 (1) 午後 7 時以降の保育を行っているもの。 (2) 児童の宿泊を伴う保育を行っているもの。 (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの。
認定こども園	就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、県知事の認可を受けた施設をいう。
一次預かり事業を行う施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に定める施設をいう。
家庭的保育事業を行う施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に定める施設をいう。
児童養護施設	乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 41 条】
虚弱児施設	身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。 虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 74 号）により削除され、平成 10 年 4 月 1 日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 43 条第 1 項】
福祉型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。

	医療型 児童発達 支援 センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
	情緒障害児 短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 43 条の 2】
	児童自立 支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 44 条】
	児童家庭 支援センター こども 家庭支援 センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的にを行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 44 条の 2】 なお、宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まず、(15) 項として取扱う。
	身体障害者 福祉センター	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 【身体障害者福祉法（平成 24 年法律第 283 号）第 31 条】
	障害者 支援施設 (主として障害 の程度が重い者 を入所させるも のを除く。)	障害者につき、施設入所支援を行うとともに生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分 4 以上の者が当該施設の全入所者の概ね 8 割を超えるもの以外のものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項】

<p>地域活動 支援センター</p>	<p>障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項】</p>				
<p>福祉ホーム</p> <table border="1" data-bbox="245 584 443 853"> <tr> <td data-bbox="245 584 443 674">身体障害者 福祉ホーム</td> <td data-bbox="443 584 1402 853" rowspan="3"> <p>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 674 443 763">知的障害者 福祉ホーム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 763 443 853">精神障害者 福祉ホーム</td> </tr> </table>	身体障害者 福祉ホーム	<p>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p>	知的障害者 福祉ホーム	精神障害者 福祉ホーム	
身体障害者 福祉ホーム	<p>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p>				
知的障害者 福祉ホーム					
精神障害者 福祉ホーム					
<p>老人デイ サービス事業を 行う施設</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。 【老人福祉法第5条の2第3項】 なお、生活相談のみを行うものは本項に含まず、(15)項として取扱う。</p>				
<p>小規模 多機能型 居宅介護事業 を行う施設 (主として 障害の程度が 重い者を 宿泊させるもの を除く。)</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所させる施設をいう。 【老人福祉法第5条の2第5項】</p>				
<p>生活介護 を行う施設</p>	<p>常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項】</p>				

<p>児童発達支援を行う施設</p>	<p>障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう 【児童福祉法第6条の2の2第2項】</p>
<p>放課後等デイサービスを行う施設</p>	<p>学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設をいう。 【児童福祉法第6条の2第4項】</p>
<p>短期入所（主として障害程度が重い者を入所させるものを除く。）を行う施設</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割を超えるもの以外のものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項】</p>
<p>共同生活介護（主として障害程度が重い者を入所させるものを除く。）を行う施設</p>	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割を超えるもの以外のものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項】</p>
<p>障害者ケアホーム</p>	<p>障害者のうち、障害支援区分2以上の者を対象とし、夜間や休日、共同生活を行う住居で、介護、家事、相談又は助言、関係機関との連絡、その他の日常生活上の必要な便宜を供与する施設のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割を超えるもの以外のものをいう。</p>
<p>自立訓練事業を行う施設</p>	<p>障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項】</p>
<p>自立訓練（機能訓練）事業所</p>	<p>身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p>

自立訓練 (生活訓練) 事業所	知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。	
就労移行 支援事業 を行う施設	就労を希望する 65 歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 13 項】	
就労継続支援 を行う施設	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項】	
就労継続 支援 (A型) 事業所	一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。	
就労継続 支援 (B型) 事業所	一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。	
共同生活援助 を行う施設	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うための施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 16 項】	
障害者 グループ ホーム	障害者のうち、障害程度区分 1 以下の者を対象とし、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分

居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場	
収容人員の算定		
従業者の数＋要保護者の数		

- ※1 (6) 項ロ及び(6) 項ハに規定する「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。
- ※2 (6) 項ロ及び(6) 項ハに規定する「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 4 項に定める「障害支援区分」をいう。）4 以上の者が概ね 8 割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあつては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の支援区分を適切に判断すること。

■ (6) 項二	学校教育法第 22 条に定める幼稚園及び第 72 条に定める特別支援学校をいう。	
幼稚園	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。	
特別支援学校	特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 【学校教育法第 72 条】	
該当用途例	幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校	
留 意 事 項		
1 幼稚園は、地方公共団体の認可に係わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設であれば該当するものであること。		
2 盲学校、ろう学校に付属する寄宿舎は（5）項口に該当する。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
教室、職員室、遊技室、 休養室、講堂、厨房、体 育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋要保護者の数（現に在籍する要保護者の数）		

□ (7) 項	学校教育法第1条に掲げる学校等で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学等をいう。((6)項ニに該当する学校は除く。)
小学校	心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。
高等学校	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。
高等専門学校	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。
中等学校教育	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。
大学	学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。
専修学校	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 【学校教育法第124条】
各種学校	上記に掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。(他の法令で定めるものを除く。) 【学校教育法第134条】
その他 これらに 類するもの	学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
該当用途例	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安大学校、国土交通大学校
留 意 事 項	
1 同一敷地内において教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館等は学校に含むもの。 2 専修学校の種類は、専修学校、高等専修学校、各種専門学校がある。 3 職業能力開発促進法第15条の6に定める施設は本項に該当する。 4 自治研修所、消防学校、鉄道学校、郵政研修所、電通学園、看護学校等は本項に該当する。 5 和洋裁、編物、調理師、料理、外国語、タイプ、建築、デザイン、鍼灸、自動車運転整備、経理、美理容、電気、電算機、進学予備、音楽等の学校は本項に該当する。 6 学習、そろばん、書道等の塾、三弦、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、	

茶道、着物着付け教室等で個人教授的なもので学校の形態を有しないものは(15)項に該当する。

※(注)個人教授的で学校の形態を有しないものとは、

- 1 専任の教職員が2人以下であること。
- 2 同時受講できる生徒数が40名未満であること。

7 同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取扱う。

8 専修学校は、学校教育法において修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。

9 各種学校は、学校教育法において修業年限が1年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満)であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
教室、職員室、体育館、 講堂、図書室、会議室、 厨房、研究室、クラブ室、 保健室	食堂、売店、喫茶室、談話 室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施 設、学童保育室、同窓会及 びPTA事務室
収 容 人 員 の 算 定		
教職員の数+児童・生徒・学生の数(現に在籍する児童等の数)		
○同窓会、PTA、売店、食堂の従業者は、教職員の数に含む。		

□ (8) 項		
図書館	図書館法(昭和25年4月30日法律第118号)第2条、第29条により、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。	
博物館 美術館	博物館法(昭和26年2月1日法律第285号)第2条による歴史、芸術、美術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。	
その他 これらに 類するもの	図書館法で定める図書館又は博物館法で定める博物館以外のもの、図書館及び博物館と同等の性質を有するものをいう。	
該当用途例	郷土館、資料館	
留 意 事 項		
郷土資料館、記念館、科学館、画廊(販売を前提としないもの。)は本項に該当する。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納室</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>鑑賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数+閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積3㎡で1人 ○書架、陳列ケース等の部分も床面積に含める。		

■ (9) 項イ		
蒸気浴場	蒸気浴を行う公衆浴場をいう。	
熱気浴場	電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。	
その他これらに類するもの	公衆浴場の施設として個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まないものであること。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u>	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋ 浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積 3 m ² で 1 人 ○「休憩の用に供する部分」とは、体育室、待合室を含む。 ○「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいう。		

□ (9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
該当用途例	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	
留 意 事 項		
<p>1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まないものであること。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>脱衣室、浴室、休憩室、 クリーニング室</u>	<u>専用駐車場、食堂、売店、 サウナ室（小規模な簡易サ ウナ）、娯楽室</u>	有料洗濯室
収 容 人 員 の 算 定		
<p>従業者の数＋ 浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積 3 m²で 1 人 ○「休憩の用に供する部分」とは、体育室、待合室を含む。 ○「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいう。</p>		

□ (10) 項		
車両の停車場	鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等であって、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。	
船舶若しくは航空機の発着場 （旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	船舶の発着する埠頭ターミナル、航空機の発着する空港施設等であって、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
乗降場、待合室、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>旅行案内所</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	理容室、両替所
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数 ○乗降客の数は算定しない		

□ (11) 項		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	宗教上の礼拝を行い、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者の教化育成することを目的とする施設をいう	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所、庫裏の取扱いは、次によること。 同一棟、別棟を問わず(11)項として取扱うこと。ただし、結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し、いわゆる営利企業としての結婚会館と同様の営利を常態としているもの又は檀家、信徒、氏子以外の不特定の者を対象として宴会等を行うものは(1)項口として取扱うこと。</p> <p>2 信者が祈祷、修行のため宿泊する部分は、同一棟、別棟にかかわらず、本項に該当する。ただし、旅館業法の適用を受けるものは除き、おこもり料は宿泊料に該当しないものであること。 【参考】 ホテル、旅館営業は知事(担当保健所)の許可を受けなければ営業できない。ホテルとは9㎡以上の室が10室以上、旅館とは7㎡以上の室が5室以上が許可の基準である。</p> <p>3 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p> <p>4 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂</u>	専用駐車場、食堂、売店、喫茶室、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室
収 容 人 員 の 算 定		
<p>神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数＋ 礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積3㎡で1人 ○礼拝、集会、休憩の用に供する部分の取扱いは次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合についても、収容人員の算定は当該部分の床面積によること。 ・ 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分としては取扱わないものとする。 		

□ (12) 項イ	機械又は道具等を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、仕立て、破壊又は解体等を行う施設をいう。	
工場	物の製造、加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。	
作業場	物の製造、加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。	
該当用途例	授産施設、宅配専門ピザ屋（店内で商品の受渡しを行わないものに限る。）、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
留 意 事 項		
1 農家の作業所は、防火対象物としてとらえない。（危険物施設があるものは除く。） 2 同一構内にある知事の認可を受けた保育所は（6）項ハとして取扱うこと。 3 トラクターミナルの荷捌所は本項に該当する。ただし、（14）項と同一棟であるものは（14）項として取扱うこと。 4 同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取扱う。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
作業室、設計室、研究室、 事務室、更衣室、物品庫、 製品展示室、会議室、図 書室	食堂、売店、専用駐車場、託 児室、診療室	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数		

□ (12) 項ロ		
映画スタジオ テレビスタジオ	大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープ等を製作する施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
1 公共放送事業施設内にあるテレビスタジオは (15) 項に該当する。		
2 客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、(1) 項イに該当する。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>撮影室、舞台部、録音室、 道具室、衣装室、休憩室、 客席、ホール、リハーサル室</u>	<u>食堂、売店、喫茶店、専用 駐車場、ラウンジ</u>	
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数		

□ (13) 項イ		
自動車車庫	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。（空地その他の場所に自動車を通常保管するための施設をいう。）	
駐車場	<p>自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積みおろし、故障その他の理由により継続的に自動車を停止させておくための施設をいう。</p> <p>【参考】 駐車（道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律 105 号）第 2 条第 18 号） 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。</p>	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条第 3 号に規定する保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分と見なされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。総排気量又は定格出力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その排気量は 0.125 リットル以下、その他のものにあつては 0.050 リットル以下</p> <p>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は 1.00 キロワット以下、その他のものにあつては、0.60 キロワット以下</p> <p>5 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車を含むこと。</p> <p>6 未登録の自動車を保管しているものについても本項に該当する。（商品として展示されている場合を除く。）</p> <p>（注）トラクター倉庫、オートバイ倉庫等についても同様とする。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店	
収 容 人 員 の 算 定		

従業者の数

○駐車場等へ出入する車の運転手及び同乗者の数は含まないので注意する。

□ (13) 項口		
飛行機・ 回転翼航空機 の 格納庫	航空の用に供することができる飛行機・滑空機・飛行船・ヘリコプター等を格納する施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
格納庫、修理場、休憩室、 更衣室	専用駐車場	
収容人員の算定		
従業者の数		

□ (14) 項		
倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供する施設をいう。	
留意事項		
1 倉庫業法に定める倉庫以外のものも該当するものであること。 2 荷捌所は、倉庫に併設されたものは、倉庫の従属部分とし、独立しているものは(12)項イに該当する。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
物品庫、荷捌室、事務室、 休憩室、作業室（商品保 管に関する作業を行う もの）	食堂、売店、専用駐車場、 展示室	
収容人員の算定		
従業者の数		

□ (15) 項		
前各号に該当しない事業場	(1) 項から (14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業所であり、営利的事業・非営利的事業を問わず、事業活動の行われる施設をいう。	
該当用途例	官公庁、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティーセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、レンタルビデオ店、学童保育所、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、エステティックサロン、児童館（収容施設を有しないもの）	
留 意 事 項		
<p>1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいうこと。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館等は本項に該当するが、観覧席を有するものは（1）項イに該当するものであること。</p> <p>4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</p> <p>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。</p> <p>6 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。</p> <p>7 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）更衣室	食堂、売店、診療室、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、体育館、理容室、図書室	展示室、展望施設
収 容 人 員 の 算 定		
従業者の数＋従業者以外の者が使用する部分の床面積 3 m ² で 1 人		

(16) 項	
複合用途 防火対象物	同一棟で異なる2以上の用途のうち、(1)項から(15)項までに掲げるいずれかに該当する用途が2以上含まれている(同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途を含む。)防火対象物ものをいう。 ただし、1の用途部分の従属部分と認められる場合は、主用途の単体防火対象物とする。
■ (16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供される部分が存するもの。
□ (16) 項ロ	上記以外の複合用途防火対象物をいう。
収 容 人 員 の 算 定	
(1)項から(15)項までのそれぞれの収容人員を算出し、合算した数	

■ (16の2) 項	
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせた施設をいう。
留 意 事 項	
<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等に通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m未満の場合は当該距離) 以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分 (出札室、事務室等) は地下街に含まれないものであること。</p>	
収 容 人 員 の 算 定	
(1) 項から (15) 項までのそれぞれの収容人員を算出し、合算した数	

■ (16 の 3) 項	
準地下街	建築物の地階（(16 の 2) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの。（(1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
留 意 事 項	
準地下街の範囲は次のとおりとすること。	
1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。	
2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。	
3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。	
4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。	
5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取扱わないものであること。	
収 容 人 員 の 算 定	
(1) 項から (15) 項までのそれぞれの収容人員を算出し、合算した数	

□ (17) 項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
留 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術的価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のために欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財、及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項に該当するものは、建築物に限られるものではなく、建造物は土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 	
収 容 人 員 の 算 定	
床面積 5 m ² につき 1 人	

□ (18) 項	
延長 50m 以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ、雪よけのために路面上に相当区間に連続して設ける公益上必要な建築物又は工作物をいう。
留 意 事 項	
1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に該当しないものであること。	
2 延長距離は、屋根の中心線で測定するものであること。	

□ (19) 項	
市町村長の指定する山林	市町村長の指定する山林をいう。
留 意 事 項	
山林とは、山岳山林に限らず、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。	

□ (20) 項	船舶安全法第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ被曳船その他の舟及び車両をいう。
舟	船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶等で総トン数 5 トン以上の推進機関を有するものをいう。
車両	鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）、若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令により消火器を設置することとされる車両をいう。

留 意 事 項

- 1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。
 - ① 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で、国又は地方公共団体の所有するもの。
 - ② 係船中の船舶。
 - ③ 告示（昭和 49 年運輸省令告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶。
- 2 船舶安全法第 32 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20 トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から 20 海里（昭和 55 年 4 月から 12 海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。〔船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）〕
- 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。
- 4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室、旅客用の電車の客室又は通路であること。
- 5 軌道法に基づく、軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。
- 6 軌道法に基づく、無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条で定める消火器を備えなければならないものは、すべて車両であること。
- 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。
 - ① 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2, 000 箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
 - ② 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
 - ③ 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
 - ④ 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
 - ⑤ 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃性ガス又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車
 - ⑥ 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する

自動車

第5 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

- 2 一の建築物が相互に接続され一体となったものでも、以下の基準に該当する場合は別棟として取り扱うことができるものとする。この場合、原則として政令別表第1の適用にあたっては別の防火対象物として取扱うものであること。

(1) 建築物と建築物とが地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。

ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合はこの限りでない。

※ (1)の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。

㊦ 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。

㊧ 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

※ 建築物相互間の距離は、次によること。

㊦ 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

㊧ 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。

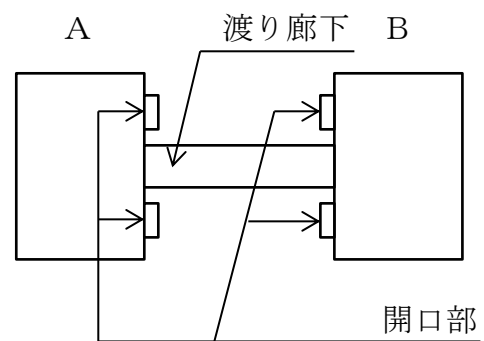
㊨ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離とすること。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。）については、次のa又はbによること。

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
 - b a 以外のものについては、耐火構造又は防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
- ※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、政令第 12 条第 2 項の基準の例によること。

(イ) 前 (ア) の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m²以内の開口部で特定防火設備又は防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

※ 面積 4 m²以内の開口部とは右図のように A と B の防火対象物が接続する場合、A 側又は B 側の開口部面積の合計がそれぞれ 4 m²以内であることをいう。



(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

- a 吹抜け等の開放式で、建築物との接続部には特定防火設備又は防火設備が設けられていること。
 - b a 以外のものについては、次の (a) から (c) までに適合するものであること。
 - (a) 建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
 - (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも 4 m²以下であり、当該部分は特定防火設備又は防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- ※ 防火戸がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第 112 条第 14 項第 2 号で定める防火戸を設けること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に開放するように設けられていること。

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

I 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1 m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さが1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

II 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が附置されていること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（ドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。

※1 天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さが概ね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいう。

※2 側壁部分が開放されているものは、前（1）の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

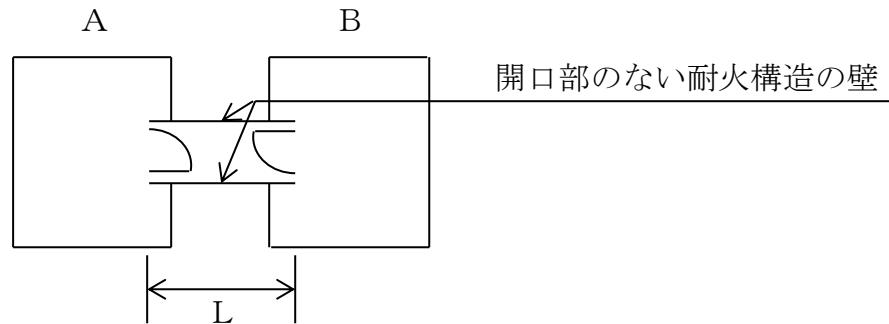
イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火設備相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

※ 下図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



※ スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2 m以上とすること。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1) ウ (ウ) b (c) により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合。

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造として、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。

- ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- エ 前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、特定防火設備又は防火設備（開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- オ 前アの換気のための開口部で、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

(4) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合。

- ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね 20 m^2 以下であること。
- ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合はこの限りでない。

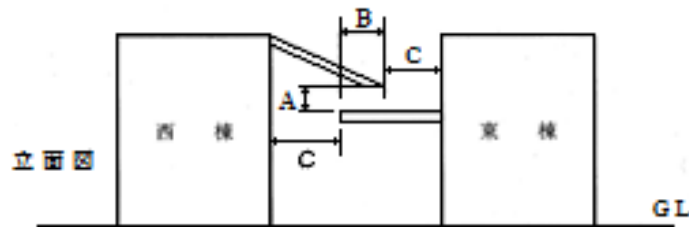
- イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

- ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第14項第2号に定める防火設備が設けられていること。
- ただし、当該シャッターが2段降下方式等で避難上支障がない場合を除く。

(5) 建築物と建築物が庇、軒先等で接続されている場合。

- ア 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は庇（軒先を含む。以下同じ。）と庇が重なり合っている場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

- イ 前アに掲げる庇と庇が重なり合っている場合は、次の図に示す庇の離隔距離を指導すること。



- (ア) 重なり合う庇と庇の高さ (A) は 10 cm 以上、かつ、庇の重なり幅 (B) の $\frac{1}{2}$ 以上開放されていること。

- (イ) 重なり合う庇と外壁との距離 (C) は、庇の重なり幅 (B) の $\frac{2}{3}$ の

1以上確保されていること。

(ウ) 上記の基準によるほか、社会通念上、それぞれの庇が離隔していると認められる場合にあつては、その都度、予防課において協議の上、離隔距離を判断するものとする。

ウ 棟と棟が庇等により接続された次のような場合は、同一棟として取扱うものとする。

(ア) 庇と庇が接合されている場合

(イ) 庇と庇が接触している場合

※ (5)「庇、軒先等で接続」の基準は、平成27年8月1日より運用する。
なお、既存の防火対象物にあつては、当該基準にかかわらず従前の例によることができることとする。

第6 床面積の算定及び階の取扱い

1 床面積の算定

(1) 建基法上の床面積

床面積の算定は、次によること。

ア 昭和61年4月30日建設省住指第155号「床面積の算定について」によること。(下記「床面積の算定について」参照)

イ 建設省住宅局建築指導課監修 社団法人日本建築士事務所協会連合会発行の「床面積の算定方法の解説」を参考にすること。

なお、本解説中、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段に関する項目中の「外気に有効に開放されている部分」の判断に際して、一つの要件となる「当該部分が面する隣地境界線からの距離」については、50cm以上で支障ないものとする。

【参考】

「床面積の算定について」

昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号

建設省住宅局建築指導課長より

特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定されており、また、「昭和 32 年 11 月 12 日住指発第 1132 号新潟土木部長あて」「昭和 39 年 2 月 24 日住指発第 26 号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和 61 年 8 月 1 日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管、又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

(3) 公共用廊下、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準ずる。

(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

(5) バルコニー、ベランダ

吹きさらしの廊下に準ずる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上で、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。

ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分につ

いては、通常の算出方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC板(プレキャストコンクリート板)等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

PC板、ALC板(高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板)等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建基法令によるほか、次によること。

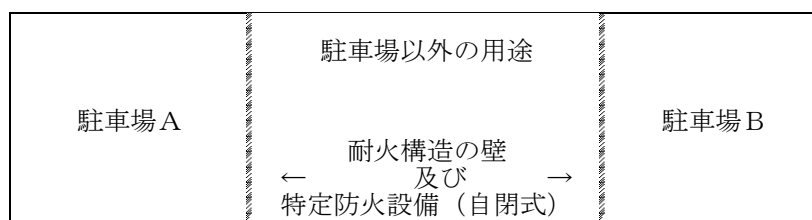
ア 倉庫、作業場等内に設けられた積荷用の作業床などは、棚とみなされる構造のもの（積荷を行うものが棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるものをいう。）を除き、床面積に算入するものであること。

イ ラック式倉庫の床面積の算定は、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて（平成10年7月24日付け 消防予第119号）第3 ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について」によること。

ウ 駐車場の用に供する部分の床面積は、次によること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

(イ) 駐車場の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車場の用に供する部分が存する場合は、（耐火構造の壁及び開口部に特定防火設備（自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられているものに限る。）それぞれの駐車場の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。（下図参照）



(ウ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車等を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

(エ) 政令第13条に規定する収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に車両2台以上を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合（当該駐車装置相互の間隔が3m以下）にあつては、防火壁（50cmの張出しを要する。）等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用すること。

エ 政令第 13 条第 1 項第 6 欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」、及び同第 7 欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによるものとする。

（ア） 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は特定防火設備若しくは防火設備で区画された部分の床面積。

なお、この場合の特定防火設備又は防火設備は随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は随時自動閉鎖することができ、かつ、煙感知器（省令第 23 条第 4 項第 1 号ニの部分にあつては、省令第 23 条第 6 項第 1 号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するものであること。

（イ） 電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平距離 5 m（周囲一面に不燃材料の壁（前（ア）に定める防火設備を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離。）で区画されていると仮定した部分の床面積。

また、同一室内に電気設備又は鍛造場等が 2 箇所以上設置されている場合は隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した床面積の部分が重なり合うものは、合算面積（重複する面積は、重複加算しない。）とするものとする。

オ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが概ね奥行き の 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

カ 防火対象物内の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて面積算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項で定める基準でなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によること。

キ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）

の下に設けられ、又は柵、塀等で囲まれた部分の駐車場等にあつては、水平投影面積で算出するものであること。

2 階数の算定

(1) 建基法上の階数の算定

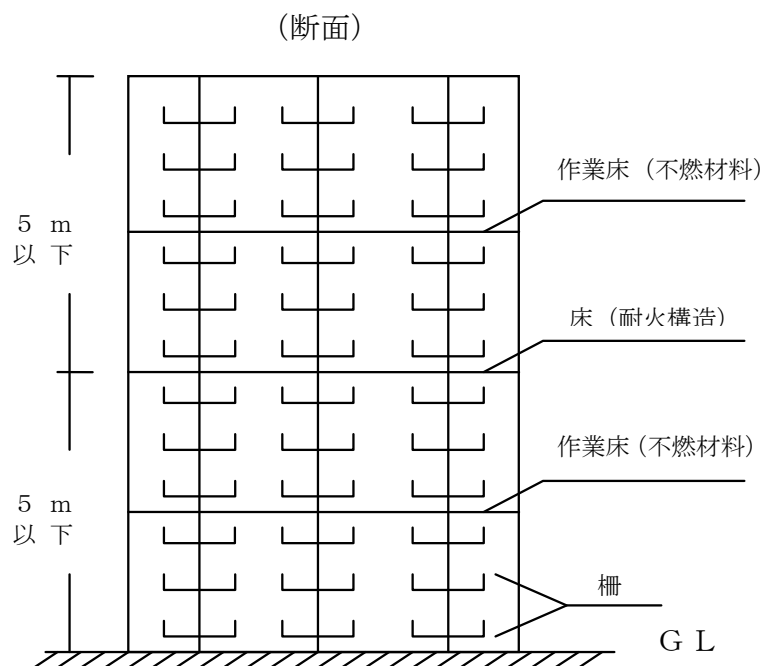
階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物施設を除く。）を貯蔵するために柵を設け、かつ、当該柵に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が、次に適合する場合は作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

（ア）耐火構造であること。

（イ）主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

（ウ）階高（作業床を除く。）は、5 m以下であること。（下図参照。）



イ 柵式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該柵状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）は、次に適合する場合は、階数を1として取扱うものであること。

（ア）耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物で外壁

を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

(イ) 軒高が15mを越えるものは、耐火建築物であること。

ウ 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条、第61条、第62条の適用にあたって、階数を1として取扱うものであること。

(ア) 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物で外壁を耐火構造としたもの。

(イ) 木造建築物が密集している市街地内で、他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面から高さが15m以下の部分が耐火構造であること。

(ウ) 前(イ)の場合で、延焼の恐れのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

(エ) 木造建築物が密集している市街地内で、既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを(イ)でいう他の建築物とみなして、(イ)及び(ウ)によること。

エ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2以下であれば、当該部分については、階として取扱う必要はない。(平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」)

※ 本通知は必ずしも住宅のみを想定しているものではないが、業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等まで対象としているものではない。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

ア 倉庫、作業場等内に設けられた積荷用の作業床などは、棚とみなされる構造のもの（積荷を行うものが棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるものをいう。）を除き、階数に算入するものであること。

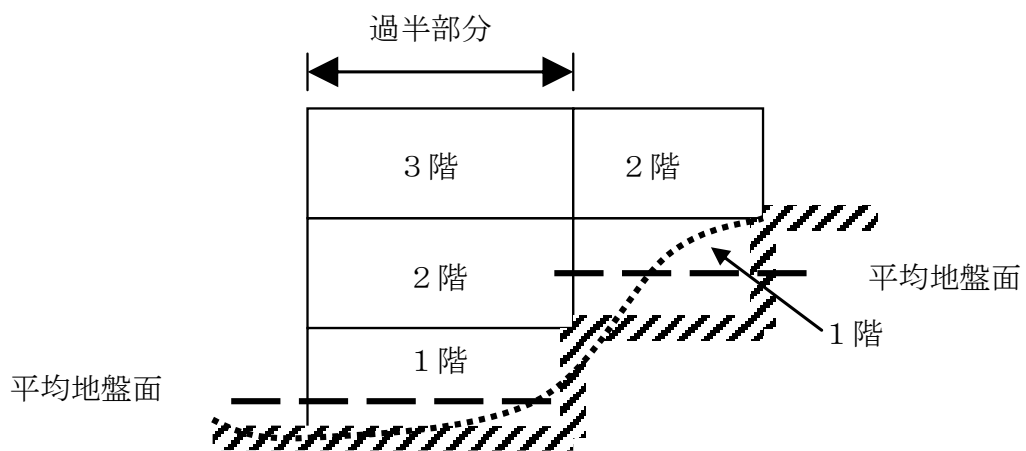
※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業をするものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業、執務等を行うものを「床」として取扱うが、具体的に

はその形状、機能等から社会通念に従って判断すること。

イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の床面からの高さが概ね1.5m以下(通常の姿勢で作業することが困難な高さ)のものは、階数に算入しない。

ウ 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

エ 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半数を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること。



第7 無窓階の取扱い

無窓階の判定は、政令第10条第1項第5号及び省令第5条の2によるほか、別紙2により運用する。

第8 その他

この要綱は、平成25年4月1日から運用する。

この要綱は、平成27年8月1日から運用する。

この要綱は、平成28年2月1日から運用する。

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

この要綱は、令和3年3月15日から運用する。